

入札公告

条件付き一般競争入札を行うため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記の通り公告する。

令和8年（2026年）6月15日

下関市長 前田 晋太郎

記

1. 業務名 下関市駐車場個別施設計画策定業務
2. 業務場所 下関市細江町及び赤間町
3. 業務の内容 別紙仕様書のとおり
4. 業務期間 契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで
5. 入札条件
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (2) 公告日時点において下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿「調査・研究」の「調査・分析」に登録されており、かつ、県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。
 - (3) 令和3年4月1日以降に、公共施設等の分野における建築保全計画策定の業務受託実績を有する者であること。
 - (4) 公告の日から本業務の入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（民事再生法に基づく更正手続開始の決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
 - (6) 入札参加資格申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格が認められていること。

6. 入札参加資格確認申請方法

「入札参加資格確認申請書」(様式1)に次に示す書類を添付し、持参またはメールもしくはファクシミリにて下関市都市整備部都市計画課庶務係に提出のこと。

- ・ 5. 入札条件に挙げる(3)の内容が確認できる書類

(提出先) 下関市南部町1-1 下関市役所本庁舎東棟3階 都市計画課

(Mail) tstoshik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

(FAX) 083-231-4799

審査の結果は、別途「入札参加資格確認通知書」(様式2)で通知する。

7. 入札参加資格確認申請書提出期間

令和8年6月22日(月)17時までとする。

なお、申請書及び添付書類が不備の場合、また受付期間を経過した場合は受理しない。

8. 質問の方法

本業務に関する質問は、メールまたはファクシミリにて下関市都市整備部都市計画課庶務係に提出のこと。

(Mail) tstoshik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

(FAX) 083-231-4799

質問の期限は、令和8年6月18日(木)17時までとする。

質問の回答は、後日速やかに質問者及び入札参加資格確認申請書の提出者に回答する。

9. 入札日時等

(1) 入札日時 令和8年6月30日(火)10時30分

(2) 入札場所 下関市役所本庁舎東棟 3階 311会議室

10. 入札保証金

下関市契約規則による。

ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

11. 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所 下関市南部町1-1 下関市役所本庁舎東棟3階 都市計画課

(2) 日時 令和8年6月15日(月)から令和8年6月22日(月)17時まで

12. その他

- (1) 入札は、持参によること。郵便による入札は認めない。
- (2) 入札においては、別添入札書（様式3）を使用すること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を以って落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 代理人による入札の場合、委任状（様式4）を提出すること。
- (5) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び関係法令等に定める条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは入札に参加できない。
- (7) 入札参加資格確認申請にかかる費用はすべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (8) 入札において、事故が起きた時や不正な行為があると認めたときは入札を中止し、または延期する場合がある。
- (9) 次に掲げるものの一に該当する入札は無効とする。
 - ア 入札保証金が必要な場合において、入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの
 - イ 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの
 - ウ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの
 - エ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの
 - オ 金額を訂正した入札書によるもの
 - カ 委任状を持参しない代理人のしたもの
- (10) 入札等の契約に関する書類の作成にあたっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）は使用しないこと。

以上